

掛金の目安(10a当り)

共済掛金の55%を国が負担するため、農家負担は45%になります



秋そばの場合

秋そばの場合

平年の10a 当り収穫量	全相殺方式(8割補償)				市町村統計単 収に基づく10a 当り収穫量	地域インデックス方式(9割補償:長野市の田)			
	畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方			畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方	
	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等		最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)
30	13,152	650	6,144	330	30	14,796	491	6,912	251
40	17,536	850	8,192	424	40	19,728	641	9,216	321
50	21,920	1,049	10,240	517	50	24,660	792	11,520	391
60	26,304	1,249	12,288	610	60	29,592	942	13,824	461
70	30,688	1,449	14,336	704	70	34,524	1,092	16,128	531
80	35,072	1,649	16,384	797	80	39,456	1,242	18,432	602

夏そばの場合

夏そばの場合

平年の10a 当り収穫量	全相殺方式(8割補償)				市町村統計単 収に基づく10a 当り収穫量	地域インデックス方式(9割補償:長野市の田)			
	畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方			畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方	
	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等		最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)
30	15,216	744	8,208	424	30	17,118	562	9,234	322
40	20,288	975	10,944	549	40	22,824	736	12,312	415
50	25,360	1,206	13,680	674	50	28,530	909	15,390	509
60	30,432	1,437	16,416	798	60	34,236	1,083	18,468	603
70	35,504	1,669	19,152	923	70	39,942	1,257	21,546	697
80	40,576	1,900	21,888	1,048	80	45,648	1,431	24,624	791

共済金の支払い

☆引受面積10a、基準単収50kg、1kg単価548円を選択。災害が発生し、実際の収穫量が20kgであった場合

全相殺方式(8割補償)の場合
(引受収量40kg)

引受収量	実収量	共済減収量
40kg	20kg	20kg
共済減収量	1kg当り共済金額	共済金
20kg	× 548円	= 10,960円

地域インデックス方式(9割補償)の場合
(引受収量45kg)

引受収量	※当年の統計収量	共済減収量
45kg	30kg	15kg
共済減収量	1kg当り共済金額	共済金
15kg	× 548円	= 8,220円

※地域インデックス方式の収穫量は個人の収穫量ではなく、市町村ごとの統計データの収穫量を用います

もしもの備えに・・・
経営安定のための



そば共済



・・・加入申込期限 夏そば 5月11日 (夏そば・秋そば加入する場合)
秋そば のみ7月15日 です・・・

夏そば及び秋そばを栽培してる場合は両方加入が必要です



《お問い合わせ先》
長野県農業共済組合

電話 026-217-5809 FAX 026-217-5816

令和2年版

加入資格

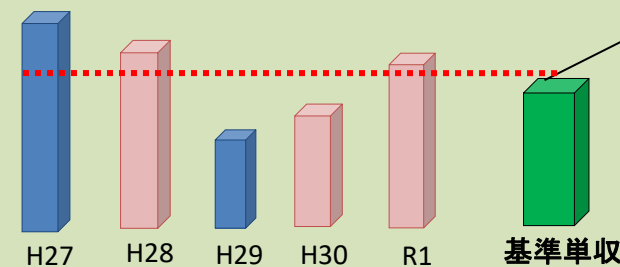
- ①栽培面積が5a以上あること(栽培されている耕地は全筆加入となります)
- ②全相殺方式は、そば生産量の概ね全量を出荷し、過去5ヵ年(平成27年～令和元年)の間で最低3ヵ年の栽培、出荷実績があり、その資料提供を出荷先から得られることが加入資格の条件となります

※集落営農や生産組合等の組織の構成員になられている方は、個人では共済に加入できませんので、組織として共済の加入をお願いします

引受方式

(補償期間は発芽期から収穫期まで)

- 全相殺方式** …農家ごとに基準収穫量の8割、7割、6割を補償します
(個人の過去の出荷量等を基に基準収穫量を計算します)
- ・全圃場の合計収穫量が基準収穫量の2割、3割、4割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です
- 地域インデックス方式** …農家ごとに基準収穫量の9割、8割、7割を補償します
(統計地域単位ごとに過去の統計単収を基に基準収穫量を計算します)
- ・その年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です



—単収設定について—
単収が最も多い年と少ない年を除いた中庸3ヵ年の平均が基準となります。

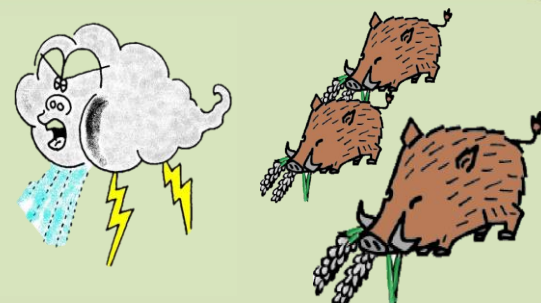
全相殺方式…個人の出荷数量データ
(最低3ヵ年の出荷実績が必要)

地域インデックス方式…市町村ごとの統計データ

対象となる災害

風水害・雨害湿潤害などの自然災害
鳥獣害、病虫害、火災等が対象です

※除草管理粗放など栽培管理上の問題、
また自然災害以外の原因による被害は
共済の対象となりません



災害が発生したら…

- 災害が発生した場合は必ず組合まで被害申告をしてください。損害評価により、被害状況及び肥培管理の状況を確認します
- 被害申告をされないと、収穫前の被害調査が実施できないため、収穫後に減収と判明しても共済金をお支払いすることができません

1kg当たり共済金額

☆畑作物の直接支払交付金の申請者か否かで、
選択できる補償単価が変わります

類区分						交付金申請者以外				
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
秋そば	548円	493円	438円	384円	329円	256円	230円	205円	179円	154円
夏そば	634円	571円	507円	444円	380円	342円	308円	274円	239円	205円

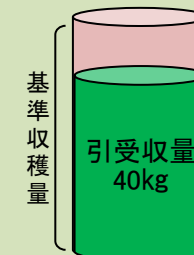
交付金申請者

※ 畑作物の直接支払交付金の申請者(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)の
1kg当りの補償額は、上記10段階から選択できます。
申請者以外 は、5段階(6位～10位)からの選択になります。

共済金額(最高補償額)

○全相殺方式(8割補償)の秋そばの場合

引受面積10a、基準単収50kg、1kg当り補償額548円(交付金申請者単価)の場合…
(出荷実績による単収)



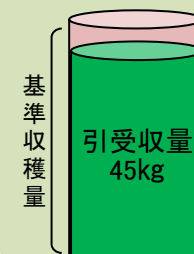
(基準収穫量) (補償割合) (引受収量)
50kg × 80% = 40kg

(引受収量) (1kg当り補償額) (最高補償額)
40kg × 548円 = 21,920円

※交付金申請者以外の場合
1kg当り補償額256円で試算すると
最高補償額は10,240円です

○地域インデックス方式(9割補償)の秋そばの場合

引受面積10a、基準単収50kg、1kg当り補償額548円(交付金申請者単価)の場合…
(市町村ごとの統計単収)



(基準収穫量) (補償割合) (引受収量)
50kg × 90% = 45kg

(引受収量) (1kg当り補償額) (最高補償額)
45kg × 548円 = 24,660円

※交付金申請者以外の場合
1kg当り補償額256円で試算すると
最高補償額は11,520円です